

## 事業実施に当たっての留意事項

時期	留意事項
計画承認前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業安全対策を講じること</li> <li>・農業版BCP（事業継続計画）を策定するよう努めること</li> <li>・青色申告を実施するよう努めること</li> <li>・環境負荷低減チェックシートの取組を実施すること</li> </ul>
事業着工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別経営体調書等の記載事項に即して、適切に機械等の導入等を行うこと</li> <li>・事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき着工すること</li> <li>・機械等の導入に当たっては、中古機械等を含め、複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと</li> </ul>
事業着工後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に着工した場合には、着工届もしくは着工を確認できる資料（契約者、工事工程表等）を提出すること</li> <li>・園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等に加入すること（加入期間：通年かつ処分制限期間満了まで）</li> </ul>
事業完了後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を完了した場合には、竣工届もしくは事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）を提出すること</li> <li>・法定耐用年数（中古機械等の場合は中古資産耐用年数）に相当する期間に準じ処分制限期間を設定すること</li> <li>・財産管理台帳を備え置くこと</li> <li>・導入等した機械等の管理運営日誌又は利用簿等を作成し、整備保存すること</li> <li>・機械等の管理運営日誌又は利用簿等を少なくとも年に一度提出すること また、過去に他の補助事業により導入等した機械等についても、適切に管理運営すること</li> </ul>
達成状況の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果目標の達成状況を青色申告決算書、損益計算書等の根拠資料等を添付して報告すること</li> <li>・成果目標の報告と併せて、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等が通年で継続されていることを証する書類を提出すること</li> </ul>
事業終了後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業終了年度の翌年度から起算して5年間、事業の実施に係る関係書類等を整理保存すること</li> <li>・農業共済その他の農業関係の保険へ積極的に加入するよう努めること</li> </ul>
処分制限期間内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入等した機械等に係る管理規程や財産管理台帳、管理運営日誌又は利用簿等の管理関係書類を整理保存すること</li> <li>・導入等した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行うときは、あらかじめ事業実施主体に報告すること</li> <li>・助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、市町村交付規則等に基づき財産処分の申請を行うこと</li> <li>・天災その他の災害による被害を受けたときは、直ちに報告すること</li> </ul>